

# 北上市森林環境譲与税基金条例の制定について

平成31年度から、森林経営管理法が施行され、市では同法の趣旨に基づく事業（森林経営管理事業）を実施している。  
その事業原資として譲与される森林環境譲与税について、後年度における事業に要する費用に充てることができるよう、基金を設置しようとするもの。

## 1 北上市森林環境譲与税基金条例の概要

今年度から譲与されている森林環境譲与税について、後年度における事業に要する費用に充てることができるよう、基金条例を制定し基金を設置しようとするもの。

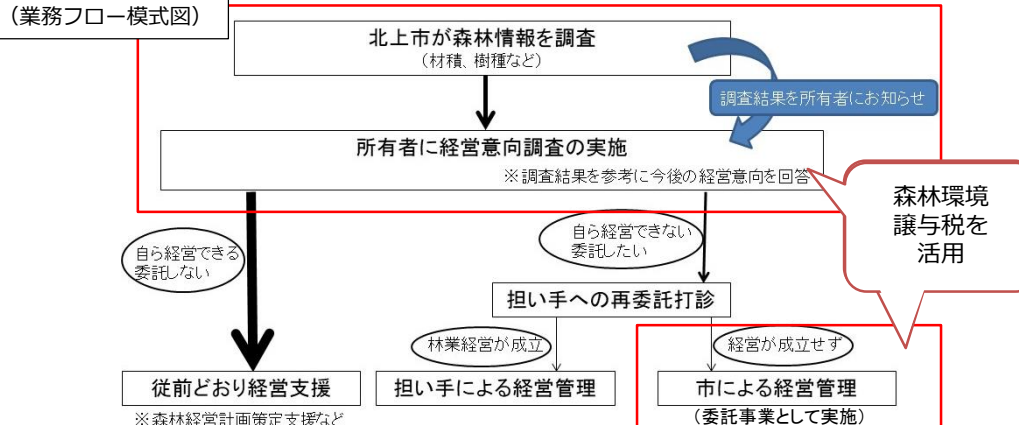
- 【根拠】
- 市町村は、森林環境譲与税の総額を、森林整備に関する施策並びに人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。  
**（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条）**
  - 市町村は、森林環境譲与税を、後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てることとして差し支えないとされている。  
**（平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項）**

- 【施行期日】 公布の日
- 【スケジュール】 令和元年11月21日 市議会全員協議会付議  
令和元年11月25日 庁議付議  
令和元年12月5日 第247回12月通常会議に条例案を提案

## 2 森林経営管理法の概要

市町村が仲介役となって森林所有者と林業担い手経営者をつなぐシステムを構築するもの。

- 【内容】
- 所有者の意向調査を実施し、所有者が自ら経営できない森林を特定
  - 意向に従い市がいったん森林経営を受託して経営管理
  - 経営が成り立つ場合にはさらに担い手に再委託

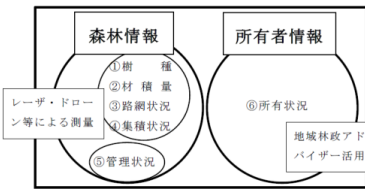


## 3 市の事業概要

概ね次のとおりのプロセスを地区別に進める。

- プロセス1 (R01) :
- 北上市森林経営管理事業に係る実施計画策定業務委託
  - 市内を9程度の地区に大別
  - 地区ごとに森林情報・所有者情報の収集・整理の優先度を示した「基本設計」を策定
  - 地区ごとに調査の手法やスケジュール等を示した「実施設計」を策定

プロセス2 (R02~) : 森林情報の収集・整理



- ①森林情報
- 実施設計を基に精緻な資源量を調べ、意向調査の際に森林所有者へ経営判断材料として伝達するもの
  - 航空レーザ、ドローンの測量技術を活用し、画像解析により資源量を把握
- ②所有者情報
- 意向調査対象者の確認等に利用するもの

プロセス3 (R03~) : 森林情報、所有者情報を活用し、意向調査の本格的な実施

プロセス4 (R04~) : 調査結果を踏まえて森林整備を行う他、人材育成や担い手の確保等に森林環境譲与税を活用（具体的取組は検討中）

## 4 基金運用の考え方

- 【考え方】
- 事業に対し森林環境譲与税を充当し、充てきれない分を基金に繰入れる
  - 事業執行後、残額を基金に繰入れる

